

総務文教委員会会議録

招 集

平成31年3月14日(木) 午前10時 議会委員会室

出席委員(9名)

(委員長)岡 田 啓 介 (副委員長)矢田貝 香 織
安 達 卓 是 稲 田 清 岡 村 英 治 国 頭 靖
田 村 謙 介 三 鴨 秀 文 安 田 篤

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

浦林教育長

【総務部】辻部長

武田防災安全監兼防災安全課長

[秘書広報課] 土井課長 大野原課長補佐兼シティプロモーション推進室

[総務管財課] 高眞次長兼総務管財課長 角課長補佐兼総務係長

[防災安全課] 小野川地域安全係長

[調 査 課] 永瀬次長兼調査課長 長谷川政策法務室長 東森行財政調査係長 野津主任

[職 員 課] 松田課長 矢野課長補佐兼人事係長

[財 政 課] 下関課長 長谷川課長補佐兼総括主計員 頼田主計員

[契約検査課] 木下次長兼契約検査課長

【総合政策部】大江部長

黒見人権政策監兼人権政策課長

[総合政策課] 八幡次長兼総合政策課長 倉本まちづくり戦略室長

池口課長補佐兼広域行政推進室長

[都市創造課] 若林課長 田仲交通政策室長 山根主幹

[情報政策課] 石上課長

[地域振興課] 塚田課長 永江課長補佐兼国際交流室長

[男女共同参画推進課] 的早課長

[人権政策課] 河田課長補佐兼人権啓発係長 景井課長補佐兼同和对策係長

【淀江振興本部】高橋本部長兼淀江支所長

[淀江振興課] 橋井次長兼地域振興課長

[地域生活課] 宮松課長

【教育委員会事務局】松下局長兼教育総務課長

[教育総務課] 松浦主査兼教育企画室長 木村学校管理係長 山花主幹

[学校教育課] 金川次長兼学校教育課長 松本課長補佐兼学務係長

竹本課長補佐兼人権教育係長 西村指導係長

[生涯学習課] 片岡課長 菅原図書館長 安田課長補佐兼生涯学習係長

[学校給食課] 山中課長 野口課長補佐兼給食係長

【こども未来局】景山局長

[子育て支援課] 湯澤課長

【経済部】

[商工課] 杉村次長兼商工課長 毛利課長補佐兼商工振興係長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 佐藤主任

傍聴者

石橋議員 伊藤議員 今城議員 岩崎議員 遠藤議員 奥岩議員 門協議員
土光議員 戸田議員 又野議員 渡辺議員
一般2人

審査事件及び結果

- 議案第2号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について [原案可決]
- 議案第3号 米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第4号 米子市淀江町巡回バス条例の制定について [原案可決]
- 議案第5号 米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第6号 米子市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第7号 米子市伯耆古代の丘公園条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第8号 米子市公民館条例及び米子市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第22号 公の施設の区域外設置に関する協議について [原案可決]
- 議案第23号 公の施設の区域外設置に関する協議について [原案可決]
- 陳情第25号 陳情書 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める [不採択]
- 陳情第29号 2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情 [不採択]
- 陳情第30号 教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情 [不採択]

報告案件

- ・米子市役所庁舎再編ビジョンの検討状況について [総務部]
- ・米子がいな創生総合戦略の平成30年度改訂について [総合政策部]
- ・第3次中海圏域定住自立圏共生ビジョンの策定について [総合政策部]

~~~~~

**午前10時00分 開会**

○岡田委員長 ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

本日は、12日の本会議で当委員会に付託されました議案9件、陳情3件について審査

をいたします。

初めに、陳情の審査から行います。

陳情第30号、教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情を議題といたします。

本日は、参考人として、本陳情の提出団体事務局の百毛晴雄様にお越しいただいております。

それでは、百毛様、御説明をいただきたいと思います。

説明は、わかりやすく、簡潔に、済みませんけれども、お願いいたします。

**○百毛氏（参考人）** どうも説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。自分はゆきとどいた教育をすすめる会の事務局長を務めます百毛晴雄といたします。米子市で小学校教員を三十数年勤めてまいりまして、きょう、教育委員会の強力なスタッフをうかがいまして、すごく心強く感じているところです。よろしく申し上げます。

初めに、きょうお配りした資料ですけれども、これは文科省のホームページに上がっております教員勤務実態調査ですが、これは平成28年・29年度の2カ年で実施され、調査期間が平成28年10月から11月のうちの1週間、小学校400校、中学校400校の抽出調査になります。

結果としては、いずれの職種でも10年前と比べて勤務時間が増加しているということが上がっております。例えば教諭は、1日当たりの学内勤務時間が11時間15分というふうになっております。大体自分の実感からしてもこうかなという、大体半日は学校にいたような気がいたします。

それから続いて、ちょっと順序がいろいろありますが、出退勤時間ですけれども、大体教員は平均すると7時半ごろに出勤し、19時台に退勤している実態が明らかになっております。

それから、小学校につきましては、1週間当たりの総勤務時間のうち小学校は55時間から60時間未満が一番多くなっており、中学校は60ないし65時間未満が多くなっているということです。

最後のほうに鳥取県教委が調べた調査もつけておると思います。後でござんいただきたいというふうに思います。

陳情の趣旨ですけれども、ことしの1月25日に中央教育審議会が答申を出しました。長い答申名ですので省かせていただきたいんですが、ここで問題にしたいのは一年単位の変形労働時間制を地方公共団体の判断によって導入できるというふうに提言しているところでありまして。そもそも今の長時間労働については、意識の問題ではなくて、定数をふやさない限りは解決しないというふうに考えているところでありまして、さらにこのような提言をしているところが問題ということで陳情いたしました。

まず、変形労働時間制ですけれども、その導入については構造的な時間外労働がないことが導入の決め手になっておるところですけれども、やはり教員の働き方を考えてみますと本当にいつも忙しいというか、そういう実態であります。

それから、この制度を導入した場合には、見かけ上は勤務時間がプラス1時間ということを考えているようですけれども、見かけ上はやはり減っていくとは思いますが、時間が遅くなる分だけ、例えば午後6時に勤務時間が終了すると、それ以後に会議が入るとかということも考えられますので、退勤時間が一層遅くなることが予想されておるところです。

それから長期休業中に休日を設けるとしておりますけども、休業中には夏は水泳指導、それから部活動指導、各種研修会、それから学期ごとにやはり実践のまとめ等をしますし、そして年度末については成績処理等々、本当に休業中とはいえ忙しい時期ではあります。ですので、それと長期休業中は特に日々できかねる自主研修ができる貴重な時間でありませう。自分も退職してから鳥取県の歴史を調べてみますと、元文一揆がありまして、1739年だったと思いますが、農民の6人に1人が参加したという大一揆があったということで、これはぜひ教材化したいなというふうに今さらながらに思っているところです。それから、日本地図をつくりました伊能忠敬が何と米子に2回も来ているということがわかりまして、米子城に入るに当たり何か許可を得たとか、本当に子どもに生き生きと学ばせられるように資料があるなというふうに思いました。そのような研究の期間、教員の一番の願いは、充実した授業をしたい、教材研究をしっかりしたいというのが一番の願いであります。

そのようなことも考えまして、やはり意見書に上げていただきたいことを2点挙げておりますが、一つは定数増と、この一年単位の変形労働時間制の導入をしないようにということをお願いしたいというふうに思います。まとまりませんが、以上です。よろしく審議お願いいたします。

**○岡田委員長** 説明は終わりました。

委員の皆様から百毛様に対して御質問等がございましたらお願いをいたします。ないですか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** それでは、参考人の方は傍聴席にお戻りいただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○岡田委員長** 百毛様、ありがとうございました。

それでは、次に、本陳情の賛同議員であります又野議員に説明を求めます。

又野議員。

**○又野議員** 日本共産党米子市議団の又野です。私は、陳情第30号、教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情、このことについて賛同理由を述べます。

長時間過密労働により肉体的にも精神的にも追い詰められ、精神疾患で長期休業する公立学校の教職員は年間5,000人前後で推移しています。そして、それは病気による長期休業者の約65%を占めています。また、教職員の長時間過密労働は、子どもたちにきちんと向き合う時間がなくなるなどの影響も出てくる喫緊の課題です。これは皆さん共通の認識であると思います。

そこで国は、その対策として、民間で広まってきているということも理由に、先ほども話がありましたけれども、一年単位の変形労働時間制の検討をしています。

しかし、この変形労働時間制は、そもそも総労働時間を減らすものではなく、残業代を抑えようとする制度であることから民間で広まっているものであり、長時間過密労働を解消するものとはなっていないというのが実態です。それは労働政策研究・研修機構が民間企業に対して行った調査で、通常の労働時間制を採用している企業より1年間の変形労働時間制を採用した企業のほうが労働時間の長い労働者が多かったという結果からも明らかです。

教職員の長時間労働の原因は、多過ぎる業務量にあります。地方自治体においてさまざまな対策をしているところではありますが、根本的にやはりこれを解決するには教職員定数の改善は欠かせないと考えます。

以上のことから、この陳情は必要であると考え、賛同理由とします。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

**○岡田委員長** それでは、賛同議員による説明は終わりました。

質疑に入ります。

安達委員。

**○安達委員** 項目2点挙げてあるんですけども、当局の方にお聞きしたいんですが、2点目の一年単位の変形労働時間制を学校現場に持ち込まない、この一年単位の労働時間制というのは、どのように捉えればいいんですか。何で持ち込まないと言われていたのか少し中身がわからないので、このことをお聞きしたい。説明してもらいたい。

**○岡田委員長** 金川教育委員会次長。

**○金川教育委員会次長兼学校教育課長** 今、御質問ですが、先ほど参考人のほうからも説明ありましたが、今、教員のほうで忙しいときには長く勤務して、子どもがいることなのでなかなか授業中にはそういう暇なときってできないと思うんですが、多分夏休みとか長期休業のところその部分を割り振ってという形になってくると思いますが、やはり夏休み等の長期休業におきましても小学校では水泳の練習であるとか、学習、補習であるとか、中学校におきましても部活動、それから補習もあります。それから夏休み中というのは、研修の機会もかなりあります。なので、休んでいるという、休める時間ってなかなかないという現状があります。なので、この状況は、どこが忙しい時期、どこが暇な時期でというのがなかなかちょっと教員の場合はつけにくいところが我々の判断のところですよ。

**○岡田委員長** よろしいですか。

**○安達委員** はい。

**○岡田委員長** そのほかありませんでしょうか。

別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けての委員の皆様のお意見を求めます。

稲田委員。

**○稲田委員** 私は、一応採択しないという趣旨ですが、理由を述べさせていただきます。まず、本会議で私も教職員の皆さんの働き方改革、要は多忙解消ということは何度も訴えさせていただきましたし、そのことによって教員の方の健康状態もそうですし、児童生徒への教育の質が低下することのないようという趣旨は当然持っております。

今回出された陳情のその対象となっております、1月25日に出されました中央教育審議会の答申も読ませていただきました。その中で触れられている一年単位の変形労働時間制について、陳情者の方は持ち込まないことと書かれているわけですが、その答申のところに、16ページ目ですけど、教職員の勤務時間等に関する制度の現状としては一年単位の変形労働時間を適用されておらず、一年単位の変形労働時間を実施することができない、これが現状だとおっしゃっているわけですね。だから今すぐどうこうというわけではない。ですが、今後に向けて働き方改革をするには、今、学校現場で起きている状況を学校の先

生たちだけ、あるいは教育委員会の方だけで見ても恐らくそんなに抜本的なものはいないだろうと私も思いますし、恐らくこの答申を出された関係者の方もそのような考えをお持ちなんだろうと思います。

この答申の中にも、教師の勤務のあり方を踏まえた勤務時間制度改革していくには、先ほど申し上げた一年単位の変形労働時間制導入について制度改正が必要だと。要は、現状はできないけれども、今後に向けては選択肢の一つである、加えて年間を通じた業務のあり方にも着目して検討、だからただ単に導入ありきではなくて、現状しっかり精査した上で、これが有効であれば整理させていくのがいいのではないかという答申であったと私は解釈しております。

したがって、現時点、答申が出ている時点で、まだこれからこれに沿ってこのまま決まるかどうかわかりませんが、抜本的な改革が必要と考える現在の立ち位置で既に答申で出てきたこの制度を持ち込まない、要は議論がもう閉じていってしまっていて、結局もとのもくあみで学校現場の働き方改革ができないという流れになりかねませんので、そういった危惧があるので本陳情は採択しないということです。以上です。

**○岡田委員長** 三嶋委員。

**○三嶋委員** 私も採択しないということでお願いいたします。意見は、今、稲田委員がおっしゃったとおりでございますので、同様ということでお願いいたします。

**○岡田委員長** 田村委員。

**○田村委員** 私も採択しないという方向で、理由は先ほど稲田委員おっしゃったことに加え、今現在、IT活用でいわゆる過重労働の解消に向けた取り組みというのがスタートしております。島根県で先行実施ですかね、このあたりでやっているということで、そのあたりを見きわめて全国展開をすとかという話が出ておりますので、そういったことを見きわめた上で議論すべきだと思います。今回については賛同しないということでございます。

**○岡田委員長** では、続きまして、岡村委員。

**○岡村委員** ぜひこの陳情を採択するよう私は主張したいと思います。調べてみますと、1958年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というのが定められたわけですが、そのときの議論で当時の文部省の財務課課長補佐が教職員定数を何から算出するのか、教師数をふやすのかといったことに対して、一つとして、1週24時限をもって標準とすると。したがって、1日平均4時限となるが、これは1日の勤務時間8時間のうち4時間、休憩時間を含んで、を正規の教科指導に充て、残り4時間を教科外指導のほか、指導のための準備、整理などに充当するという考え方であると、こういうふうに述べているわけですね。

ところが今、週5日制というふうなことになるって、月曜から金曜までの毎日の平均が、資料にもありますように平均12時間近く働いてるとというのが実態となっているということがあるわけですね。

それから中学校では、授業負担のほかに、授業負担は1日5こまだけども、部活動指導のための長時間労働になっているといったそういう実態があるわけですね。

そういった中で賛同議員の又野議員も言っていましたけども、精神疾患による休職者が1989年時点では1,037人だったんですけども、2015年時点では5,009人とい

うことで、大きくそういう休職者がふえてきてしまっている、そういった現状があるわけですね。そうしたものをやっぱり抜本的に解決するということが必要だというために教職員定数の抜本的な改善が必要だということが来ると思います。

それから先ほどありましたように、一年単位の変形労働時間制の問題ですけれども、このものを検討するといったことでは、こういった夏休み以外の異常な長時間労働が制度化、固定化されてしまうという新たな矛盾も生じてしまうということですから、やっぱりこういうことは持ち込まないということをはっきり今打ち出していくことが必要じゃないかというふうに考えます。ということで、ぜひこの陳情の採択をお願いしたいというふうに思います。

**○岡田委員長** では、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** この陳情は、採択しないでお願いしたいと思います。理由ですけれども、先ほどたくさん出ておりました全体の働き方というところで見えていく必要があるというふうに考えておまして、出されております陳情の趣旨の中にもありますけれども、先生方の長時間労働については大変な状況だということも、私は想像の範囲ではありますけれども、全くそのとおりだと考えております。それは労働問題、先生方の健康をどのように守って、また教育の質を確保していくのかということ、米子市においてもフリースクールという形で検討していくということで、学校そのもののあり方をどのように地域で支えていくのかということを含めて、先生方の働き方というのは全体で話し合っていくべきものと思っておまして、この陳情の内容のところは教員定数でありますとか一年単位の変形労働時間制ということを特化して陳情していくというのは違うんじゃないかなと思っておまして、今ではないと思いますので、採択しないでお願いします。

**○岡田委員長** 安田委員。

**○安田委員** 答申を受けて、しっかりとそれを検討していただいて、これを出すということで検討していただきたいなと思いますので、採択しないでお願いします。

**○岡田委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 1番の長時間労働の解消を図るために国の責任で教職員の定数の抜本的な改善を行うことという陳情はよく出てまして、今までは賛同しておりました。ここはわかるんですけど、この2番の変形労働制ですね、実際いろんな思いはあってこういったことも出しておられると思いますので、まずはされてといいますか、そういったことも必要じゃないかなとも思います。そういう面ではわかる場所もありますけど、もう一つはちょっとどうかなという場所もありますので、採択しない。

**○岡田委員長** 安達委員。

**○安達委員** 今、事務局の方からも項目について説明を受けたわけですし、それから先日、学校の管理者の方の意見を伺わせてもらう中で、確かに勤務の実態が一年通じて、いつからいつまでといってもなかなか区切りがつかんぐらい忙しい現場の状況はありますという説明も受けました。そのことの状態からずっと進んでいるというふうにとりましたので、この項目それぞれ、2項目ありますが、特に職員の定数の抜本的改善、これはもちろんだろうなと思って理解します。

ただ、2点目のところでは議論をするところもまだあるかなと思いつつ、いわゆる現場にさらに混乱を招くんじゃないかという危惧する面もあるので、確かにこの項目は必要か

などと思って、採択したいと思います。

**○岡田委員長** 採択ですね。わかりました。

それでは、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第30号、教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…安達委員、岡村委員]

**○岡田委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第30号について、採決結果の理由を協議いただきます。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から話していただきました意見を正副委員長のほうで調整をさせていただいて集約いたしまして、また各委員のほうに確認をいただいとしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

**○岡田委員長** それでは、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、議案第8号、米子市公民館条例及び米子市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

片岡生涯学習課長。

**○片岡生涯学習課長** そういたしますと議案第8号、米子市公民館条例及び米子市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。議案書の8の一2から8一3をごらんいただきたいと思います。

改正理由についてでございますが、旧米子市、旧淀江町合併時に分館化いたしました米子市淀江公民館宇田川分館及び米子市淀江公民館大和分館につきまして、淀江町宇田川地区及び大和地区における社会教育並びにまちづくりの充実を図ることを目的とし、このたび米子市宇田川公民館、米子市大和公民館とするために所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表、その2、その3をごらんいただきたいと思います。まず、第1条関係といたしまして、米子市公民館条例の一部を改正します。内容でございますが、米子市淀江公民館宇田川分館及び大和分館をそれぞれ廃止し、新たに米子市宇田川公民館、米子市大和公民館として設置するものでございます。あわせて分館を廃止することによる文言等の整理と、それから分館に置く職員に係る規定を削除するものでございます。

次に、米子市特別職の職員の給与に関する条例の一部の改正でございます。これは第2条関係でございますが、公民館分館長の給与に係る規定を削除するものでございます。

この条例の施行期日は、平成31年4月1日としたいと思います。説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第8号、米子市公民館条例及び米子市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

総務文教委員会を暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前11時45分 再開

○岡田委員長 それでは、総務文教委員会を再開いたします。

陳情第29号、2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情を議題といたします。

参考人として、当陳情の提出団体代表、滝根崇様にお越しいただいております。

それでは、滝根様、御説明をお願いしたいと思います。

○滝根氏（参考人） 鳥取県の西部地区消費税廃止各界連絡会の滝根と申します。きょうは、発言の機会を与えていただきありがとうございます。

それでは、陳情の2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情の趣旨説明ということで発言をさせていただきます。

まず、最近の報道によると、2018年の10月から景気後退期に入るといような報道がなされておりまして、菅官房長官は景気の状態によっては消費税の増税延期もあり得るといようなことをおっしゃっておられました。まさにそのような状況になってきたということだろうというふうに思っております。まして地方経済、この米子市の状況というのは、長引く長期の消費不況によって大変疲弊している状況があります。税制というのは、国の専権事項にかかわることですから、地方議会がどうこうということにはならないのかもしれませんが、増税をするかどうかという国の判断に地方議会からの意見書というのは大変大きな影響与えるものだというふうに思っております。

米子市民の方に話を聞いてみると、やはり増税というのはちょっと今は無理だ、してほしくないという声が圧倒的多数です。中には社会保障の財源のために消費税は必要だといふふうにおっしゃられる方もいらっしゃいますけれども、その方も、今、少なくとも上げるべきではないんじゃないかということをお話しますと、確かにそのとおりだといふことで賛同していただいているところがございます。市民の声を国に上げるべきだといふふうにご考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、今度の増税というのは、中小業者にとって死活問題、命取りになるものといふふうにご考えております。まず、景気対策の目玉であるキャッシュレス決済のポイント還元というものですが、これはクレジット等の決済を導入していない商店については、売

り上げを下げたてしまう、減少しててしまうという要因になります。また、導入しているところでもクレジット決済の手数料というのが4%から大体6%ぐらにかかるとなっていて、2%の増税によって仕入れ経費の負担がふえる中で、売上げの4%から6%の負担がさらに追い打ちとなってかかってくるということになります。また、軽減税率は、売上げや経費の両方で税率の区分経理が必要となりまして、大幅な経理コストの上昇を招きます。さらにレジの買い換えや経理ソフトの更新などの負担もかかってきます。

次に、免税事業者、消費税の申告・納税を免除されている事業者のことですけれども、はインボイス制というものが導入されることによって無効な領収書しか発行できなくなりまして、これによって課税事業者との取引ができなくなり、事実上商売を続けることができなくなることが起こってきます。米子税務署管内では、平成28年中で国税局の統計資料によりますと6,574社の免税事業者があるということになっておりますが、この一部が倒産するということになるのと連鎖倒産ということも起こりまして、課税事業者にも倒産の影響が広がっていき、地方経済は破綻すると言わざるを得ません。

これらの指摘は、元内閣官房参与の藤井聡教授であるとか、各界の税理士、それから学者、それに商工会議所や業界団体から指摘をされておりますけれども、政府がとっている対応というのはレジ購入のための補助金であるとか、そういう一部にとどまっています、不十分と言わざるを得ません。このまま増税が実施されるということになれば大混乱が起こるといことは必至だと思われます。

地域経済や地元の中小業者を守るという立場からも、ぜひ今度の10月の増税は中止するべきという意見書を上げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○岡田委員長** どうもありがとうございます。

説明は終わりました。

委員の皆様から滝根様に対して御質問等ございましたらお願いをいたします。ないですか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** それでは、参考人の方は、傍聴席のほうにお戻りいただいてよろしいでしょうか。滝根様、ありがとうございました。

それでは、次に、本陳情の賛同議員であります石橋議員に説明を求めます。

**○石橋議員** 日本共産党米子市議団の石橋佳枝です。きょうはちょっと風邪っぽいんで、もし聞こえなかったら聞こえないとおっしゃってください。

今、陳情者がしっかり説明されました、特に業者にとっての問題が言われましたが、米子の市民の消費生活、日常生活も本当に厳しくなるということについてももう少し私も申し上げたいと思います。

消費税が所得の低い人ほど負担が重いということをよく安倍政権も御存じのようでして、いろんな見返り政策を打ち出しています。例えば、プレミアム商品券つくる。これ低所得者や子育て世代が対象というふうに言っていますが、2万円で2万5,000円分で5,000円お得でも生活費に10%の消費税がかかれば、1回だけ5,000円もらっても一月の消費税の負担のほうはまだ重いということになります。

介護保険料の低所得者で非課税の段階の人、米子だと1から4の段階の人が保険料幾らか軽減になるような政策も出ているらしいですが、それより消費税の負担のほうはるか

に重い。

また、保育料の無償化も言われております。もともと低所得者の世帯の保育料は、傾斜配分で軽減されています。所得税の重さのほうが重いわけです。給食費の有償化の影響も大きいというふうに言われております。

消費税は、所得の全くない子ども、おぎゃあと生まれた赤ん坊から払うということ、そういうふうになるものでして、本当に所得のない人ほど負担が大きいということがあります。特に年金暮らしの人は、年金はどんどん下がる、介護保険料はどんどん上がる、国保料も高い、その中で何とか暮らしたのに今もう詰めるところはない、こういう声が聞こえています。消費税が10%になると、あとどこを詰めて暮らせばいいんだ、こういう声がたくさんあります。

今、私たちは、この10月からの10%引き上げに反対という署名を集めていますけど、これは本当にたくさんの方が抵抗なく、自民党の支持の方も含めてしていただけます。それほど切実な問題になっています。

政府のほうもいろいろ統計の数をごまかしたりされておりましたけども、どうも春風が吹いたのが安倍首相の頭の中だけだったということで、だんだん景気が落ち込みの局面に入っていると言わざるを得なくなりました。こういう局面で消費税を上げるということについて反対というこの陳情をぜひ採択していただきたいと思います。

税金は、大企業や富裕層に応分の負担をしていただければふえます。そして今、爆買いで問題になっている戦闘機とかいろんな部分の無駄遣いをなくせば、消費税を上げなくても社会保障の財源は十分できます。社会保障の財源をつくるからといって、その社会保障の恩恵を受けなければならない暮らしの苦しい人の負担がいよいよ増す、それがこの消費税です。ぜひこの陳情を採択していただきますようお願いいたします。

**○岡田委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けての委員の皆様のお意見を求めます。

三嶋委員。

**○三嶋委員** 私は、採択しないをお願いいたします。理由なんですけれども、やはりずっと何年も議論をされてきたものでございまして、このたび2019年10月から消費税を増税するというので、国のほうもそれに向けて準備を進めてきております。地方議会においても、米子市においても今回それに向けての議案等々、予算も上がってきているんですけど、やはり社会保障の水準を維持していく、あるいは国においても、新しい社会保障の施策なんかを見てるんですけども、それを進めていくということであれば、このたびの増税というのは今もう必要ではないのかなというふうには考えております。

むしろ我々が考えないといけないのは、いろいろこれから国からそれに向けての事務、2%上がったときの市民生活に支障がないような事務がいろいろおりてくると思うんですけど、それをいかにきちんと進めていくのか、国の求めるような形で進めていくのかということが求められると思っておりますので、この陳情については賛同することが私はでき

ません。不採択でお願いいたします。

**○岡田委員長** 続いて、田村委員。

**○田村委員** 私も不採択でお願いしたいと思って、理由は先ほど三嶋委員からも出たのと一緒なんですけれども、やはり既に無償化であるとか、動き出してる事業というのを粛々と進めていかなければいけないと。

あと2%増で、先ほどあったような国家がもう本当に破綻するような大変な事態になるかと思ったら、諸外国見てますともっと高い税率のところいっぱいあるわけで、やはりそういうところを社会福祉を充実させる意味でも、我々も今のままであればそれはうれしいんですけど、やはりともに覚悟していい社会をつくっていききたい思いから不採択でございます。

**○岡田委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 私も採択しないということで、2点簡潔に言わせていただきます。

まず、地域経済、米子の経済も云々と先ほどございましたが、一つの指標をもって全部をだめだと言うつもりはないですが、少なくとも有効求人倍率に対しては米子は職がない、勤め先がないというのではなくて、逆に今働いてもらえる人のほうがいないという状況が続いていますので、そんな不景気で云々という部分には私は異論があります。

2点目です。田村委員とも重複しますけど、既にこれ方針出されています。これが結局子育て世代、あるいは要は保育所、幼稚園の無償化に投入されていくと。我々、気にしなきゃいけないのは、地域経済に影響があるという論と、それ以上にやっぱり少子化に歯どめをかけなきゃいけないと。子どもを迎えたくても迎えられない理由が、経済的負担が大きいんだというところがあります。この施策によってそのハードルがぐっと下がるのであれば、下がることによって少子化に歯どめがかかるということを私は念頭に置きたいという理由で不採択です。

**○岡田委員長** 続いて、岡村委員。

**○岡村委員** ぜひ採択をお願いしたいというふうに思います。代表質問の中でも述べましたけども、実質家計消費、2018年と増税前の13年と比べて25万円も落ち込んでるという状況、そしてまた賃上げでも以前と比べて大きく目減りしているという状況があって、本当にこういった状況の中でさらなる増税というのはとても耐えがたいというふうなのが市民の実感だと思います。

雇用もふえてるじゃないかというふうに言われましたけども、ふえてるのは非正規とかそういった面でふえてるわけで、本当に働きたいということの希望というものにマッチしてないといったところが今の状況じゃないかというふうに思います。

そして、これが8日に出された新聞ですけども、内閣府下方修正、国内景気後退局面といったこと、10%増税の根拠崩壊というふうにならなれてます。そういった状況の中でやるのかということが多くの国民が思ってることだというふうに考えます。

先ほども出ましたように、元内閣官房参与の藤井聡京都大学大学院教授も、経済学的に言えば消費税増税が一番だめな理由は、成長率を長期的にかつ大幅に下落させてしまうことだというふうに新聞インタビューで答えておられます。今の状況の中で増税というのは全く論外だというふうに、そういった声があふれているというふうに感じています。

ぜひ、今から統一地方選挙や参議院選挙ありますけれども、そういった中で増税をスト

ップさせるといふ声をさらに上げていくということが必要だということも含めて、ぜひこの陳情は採択をお願いしたいというふうに思います。

○岡田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私は、採択しないでお願いしたいと思います。保育・幼児教育無償化を含めまして全世代型の社会を支えていく仕組みとして財源は必要だと考えております。ですので、このたびの陳情については採択をしないでお願いいたします。

○岡田委員長 続いて、安田委員。

○安田委員 私も社会保障費の財源に充てられるとか、それから子育てとか、ある面では教育予算にも充てるということを考えてときに、欧米を考えた場合に10%でいいのかということもありますので、これは採択しないということをお願いいたします。

○岡田委員長 続いて、国頭委員。

○国頭委員 非常に悩ましいことだと思いますけど、本当に消費税は上がらないほうがいいと思っております。そういう面で国は、やるべきことは、本当は上がらないようにすべきことはまだまだできてないと思っておりますけども、そういう面ではいろいろ社会保障の問題もありますけども、基本的に私は本当に消費税は上げるべきではないと思っております。地方経済も非常に厳しい状況であります。中央のことだけ思っているものではないと思っておりますので、採択ということをお願いいたします。

○岡田委員長 続いて、安達委員。

○安達委員 委員の意見をいろいろ聞いて、確かに国頭委員も言われたように自分も悩ましいところありますが、財源のやっぱり確保というのは必要かなと思っております。ただ、教育費とか保育料とかの財源というのがよくマスコミで言われますけれども、全体の財源確保は必要かなと思っております。

それと、中止という表題でありますので、なくせということなんで延期ではないんだなと思ってみさせて、聞かさせてもらいました。いろいろ含めて採択しないという考えです。

○岡田委員長 それでは、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第29号、2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…岡村委員、国頭委員]

○岡田委員長 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第29号について、採決結果の理由を御協議いただきます。

採決結果の理由につきましては、先ほどの陳情と同じように各委員から出されました意見を正副委員長で集約しまして、また各委員に御確認をいただくということによろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○岡田委員長 それでは、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後0時03分 休憩

## 午後 1 時 0 0 分 再開

○岡田委員長 それでは、総務文教委員会を再開します。

次に、議案第 2 号、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

辻総務部長。

○辻総務部長 議案第 2 号は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。本年 10 月 1 日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、本市が条例で定める使用料及び手数料についての相応の引き上げを行おうとするものでございます。詳細は、永瀬総務部次長から御説明いたします。

○岡田委員長 永瀬総務部次長。

○永瀬総務部次長兼調査課長 そういたしますと、議運の資料の参考資料として以前お配りしております消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備についてで説明をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

改正内容につきましては、今、辻部長が申し上げたとおりでございますが、具体的な使用料及び手数料の額の改定の考え方を 2 番のところに書いております。使用料及び手数料につきましては内税方式のものと外税方式のものがありまして、内税方式のものにつきましては現行の使用料等の額を 108 で割り、110 を掛けて端数処理等して計算しております。一方、外税方式のものは、現行の使用料等の額にこれまで 1.08 を掛けて計算しておりましたが、改定後は 1.10 を掛けて計算することとなります。

3 番、整備する条例等でございますが、このたび上程させていただいております条例は合計 42 条例でございますが、このうち規則委任を条例としているもので整理が必要なものは別途 8 規則でございます。

4 番、参考ではございますが、財政への影響額といたしまして、平成 29 年度徴収実績額を算出した 1 年間、通年ベースの概算金額を合計 1 億 1,500 万と算出しているところでございます。

5 番のその他、これは 1 から 4 まで、老人福祉センター、これは端数処理をしましたが、額に変更がなかったので今回の条例の改正に含めてございません。

伯耆古代の丘公園につきましては、別途、今議会におきまして無料とする条例改正案を提案させていただいておりますので、この 42 条例の中には含まれてございません。

それから 3 番、4 番ですけれども、廃止を予定しております老人憩の家、勤労者体育施設に対しましては、今回の 42 条例の中には含まれておりません。

1 枚はぐっていただきまして、この A3 横の資料につきましては、1 の消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う整備を行う条例等というのが、先ほど申しました 42 条例、あるいは 8 規則、これの一覧でございます。

それからもう 1 枚はぐっていただきまして、中ほどの 2 番のところ、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う整備を要しない条例ということで、先ほど 1 ページ目の一番下のほうで説明いたしましたものを掲げているということで、これが全体像でございます。説明は以上でございます。

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

岡村委員。

**○岡村委員** 通年ベースで1億1,500万余りの影響額というか、市民の負担増になるという理解なんですけども、これについては私たち消費税増税について反対しているという立場で、それをそのまま市民に転嫁するというについては認められない立場で反対したいと思うんですけど、そこで一点ちょっとお伺いしますが、この改定については10月1日からという形で取り扱うということなんでしょうか。

**○岡田委員長** 永瀬次長。

**○永瀬総務部次長兼調査課長** おっしゃるとおり、10月1日施行分ということです。

**○岡田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** もし仮に安倍内閣が消費税増税中止ということを決めた場合、この改定も中止に当然なるということですね。

**○岡田委員長** 永瀬次長。

**○永瀬総務部次長兼調査課長** 今後の国の動向におきまして関係する消費税法、地方税法、あるいは地方交付税法、関係法令が3つございますけど、これらが、例えば引き上げを中止する、あるいは延期するというような法改正がされた場合は、それにのっとって適切な対応するというところでございます。

**○岡田委員長** そのほかありませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、稲田委員、国頭委員、田村委員、三嶋委員、安田委員、矢田貝委員〕

**○岡田委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

辻総務部長。

**○辻総務部長** 議案第3号は、米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございまして、改正概要といたしましては、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の制度を導入するほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、国家公務員における措置の内容に準じ、所要の整備を行おうとするものでございます。詳細は、松田職員課長から御説明いたします。

**○岡田委員長** 松田職員課長。

**○松田職員課長** それでは、議案第3号の説明をさせていただきます。お手元に配付させ

ていただいております右肩に参考資料（議案第3号関係）とあるもので説明させていただきたいと思います。

1、改正内容についてでございますが、先ほど辻部長から説明いたしましたとおり、国家公務員に準じまして、職員の早出遅出勤務の制度の制度導入及び正規の時間以外の勤務、いわゆる時間外勤務について上限の設定をしようとするものでございます。

続きまして、2、改正事項についてでございます。まず、（1）時間外勤務の上限の設定につきましては、原則1カ月につき45時間以内、1年につき360時間以内としようとするものでございまして、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務、例えば選挙にかかわる投開票業務や災害対応業務を想定しておりますが、その比重が高い部署に勤務する職員におきましては、上限を変え設定しようとするものでございます。

続きまして、（2）育児、介護を行う職員の早出遅出勤務につきましては、1日の勤務時間、8時30分始業で休憩を挟み、17時15分終業の7時間45分でございますが、この7時間45分を変えることなく、例に示させていただいたいずれか4パターンにより始業及び終業の時刻を繰り上げ、または繰り下げて勤務することができるようにしようとするものでございます。私からの説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

安達委員。

**○安達委員** 午前中には教職員の陳情もあったんですが、受け取りとして間違っていたら指摘してもらいたいんですが、勤務時間を減らすという前提のこの条例改正というふうにとっていいと思うんですが、どうですか。

**○岡田委員長** 松田課長。

**○松田職員課長** 実際に月に45時間以上勤務している職員もおりますので、そういったことへの上限の設定というところは背景としてございます。

**○岡田委員長** 安達委員。

**○安達委員** そうすると、やはり人員の確保とかが必要になってくると思うんですけど、その辺は確保がされてるというふうにとっていいんでしょうか。時間外が減るでしょ、その分は誰かがするのか。全体の勤務時間は個人個人は減るでしょうけれども、そうは言っただって人員確保は必要かと思うんですが、それは必要なしなんですか。

**○岡田委員長** 松田課長。

**○松田職員課長** 業務の分担やらを所属長は見直す必要はあろうかと思えますし、状況によっては臨時的な職員の配置なりということも考えていく必要があろうかと思えます。

**○岡田委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 毎月45時間以内というのは、これチェックはもう職員課さんがやられるのか、所属長と一緒にやられるのかという、そのあたりは毎月、どうなのかちょっとお聞きします。

**○岡田委員長** 松田課長。

**○松田職員課長** 基本的には所属長がその配下における職員の時間外勤務をチェックしていく制度と思いますが、我々職員課側といたしましてもそこらあたりは逐次でも見てチェ

ックできる体制を整えていこうと考えております。

**○岡田委員長** そのほかありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号、米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、米子市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

辻総務部長。

**○辻総務部長** 議案第6号は、米子市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。住宅資金貸付事業を一般会計により経理することとし、また公営企業としての和田浜工業団地整備事業が終了することに伴い、これらの事業に係る歳入歳出を整理するために設けておりました住宅資金貸付事業特別会計及び和田浜工業団地整備事業特別会計を廃止しようとするものでございます。詳細につきましては、それぞれの特別会計の所管部局から御説明いたします。

**○岡田委員長** 黒見人権政策監。

**○黒見人権政策監兼人権政策課長** まず最初に、住宅資金貸付事業特別会計の廃止につきまして簡単に御説明いたします。お手元には先月の14日の閉会中の当委員会でお配りしました資料を、同じものでございますが、配らせていただいております。一回ちょっと御説明したと思うんですが、廃止概要は今御説明したとおりでございます。

(2)の廃止に係る今後の予算措置でございますが、アでございます、一般会計に移行するため、議案第27号の平成30年度米子市一般会計補正予算及び議案第29号、平成30年度米子市住宅資金貸付事業特別会計補正予算によりまして、今3月議会に計上してるところでございます。

廃止に至る経過でございますが、先般も御説明いたしました。今年度借り受け人からの現年度の償還が完了いたしました。あわせて本市の起債の償還が完了いたしましたので、今後は滞納繰り越し分の償還のみとなりますので、特別会計を廃止いたしまして、一般会計で行おうとするものでございます。

重ねての御説明になりますが、この貸付事業は、社会的、歴史的な理由により生活環境の安定、向上が阻害されている地域の環境改善を図ることを目的に昭和41年度から平成8年度まで行いまして、件数で596件、金額にして18億2,600万以上の貸し付けを実施いたしました。その結果、対象地域の居住水準の向上には一定の成果を果たしたと考

えております。

特別会計廃止後も議会におきましては引き続き収納等の状況を報告いたしますとともに、一般会計になりましてもこれまで同様、債権の管理、回収に最大限努め、滞納者の生活実態を把握しながら滞納額の減少に努めてまいることとしております。簡単ですが説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 杉村経済部次長。

**○杉村経済部次長兼商工課長** そういたしますと、議案第6号に関連いたしまして、和田浜工業団地整備事業につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。本事業につきましては、本年度で事業が全て完了いたしますことから、和田浜工業団地整備事業特別会計を廃止する議案を上程させていただいたところでございます。

本議案を御審議いただくに当たりまして、本特別会計の最終決算見込みを御説明させていただきたいと思っております。なお、本事業につきましては、昨年度、平成29年度から30年度にかけて和田浜工業団地内にバイオマス発電所を誘致するため、市のほうが用地買収、粗造成工事、排水路の工事等を行いまして、事業者にも事業用地を売却するための事業費等を本特別会計で予算化し、実施したところでございます。

では、お配りしております資料に基づいて御説明をさせていただきます。和田浜工業団地整備事業特別会計の最終決算見込みについてという資料をごらんいただきたいと思っております。なお、この資料につきましては、2月の閉会中の都市経済委員会のほうでもお配りしております、御説明した内容と同じものでございます。現時点におきましても数字等は変わってございませんので、御了承いただきたいと思っております。

ごらんいただきますとおり、事業につきましては29年度の現年分、繰越分、そして30年度の現年分に分けて決算額あるいは決算見込み額を計上いたしております。説明につきましては、2カ年度のトータルの合計額でかいつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、歳入のほうですが、一般会計からの繰入金金が3億8,842万5,798円でございます。土地の売り払い収入が5億3,839万円、合計で9億2,681万5,798円でございます。

続きまして、歳出でございます。主なものとして、工事設計、測量等の委託料が7,918万6,886円、事業地造成に係ります工事請負費が1億2,376万1,520円です。用地買収に係ります公有財産購入費が2億9,938万801円でございます。民地買収地の物件や電柱の移転補償費等の補償補填及び賠償金が1,777万4,321円でございます。一般会計への繰出金が平成29年度に一般会計からの繰り入れをいただいた3億8,842万5,798円を含みまして、トータルで4億533万2,893円でございます。歳出の合計は、歳入と同額の9億2,681万5,798円でございます。

以上が最終的2カ年度のトータルの決算見込み額でございます。説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第6号、米子市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務文教委員会を暫時休憩いたします。

午後1時19分 休憩

午後1時36分 再開

**○岡田委員長** 総務文教委員会を再開いたします。

陳情第25号、陳情書、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求めるを議題といたします。

本陳情の賛同議員であります又野議員に説明を求めます。

又野議員。

**○又野議員** 日本共産党米子市議団の又野です。私は、陳情第25号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情の賛同理由を述べたいと思います。

この陳情提出の後になりますが、皆さん御承知のとおり、2月24日、沖縄県で辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票があり、70%以上の方が埋め立てに反対という結果でした。そしてその後の世論調査でも、政府は沖縄県の県民投票を尊重すべきだという回答が68%に上っています。

安倍首相は、県民投票の結果を真摯に受けとめると言っていますが、先送りにはできないとして埋め立てを続ける方針です。そして本国会では、政府が県民投票の結果にかかわらず工事を続ける方針を決めていたというような発言もありました。このことはこれまで何度も知事選挙などで明らかになり、県民投票でもはっきりした辺野古新基地建設反対という沖縄県民の民意を無視するものであり、日本国憲法のある地方自治、民主主義を脅かすものです。

全国知事会は、全会一致で採択した米軍基地負担に関する提言において、米軍基地は防衛に関する事項であることは十分認識しつつも各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、日米地位協定の抜本的な見直しなどを国に求めております。これに対し、国がどのような対応をするかは、先ほども申し上げましたが、日本の地方自治、民主主義にかかわる大きな問題です。この提言を後押しするためにも米子市議会として陳情を採択することは大事なことだと考えます。以上、賛同理由とします。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

**○岡田委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**岡田委員長** 別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 25号の陳情に際しまして資料2枚つけていただいております、読ませていただきました。私の感想といたしましては、全体を捉えていけないといけないなというふうな印象を受けております。個々の事情は理解をしたつもりでおります。

結論としては、採択しないをお願いしたいと思いますが、この陳情出すことによりまして、米子市議会としての、この文章ずっと読みますと辺野古移設、新基地の建設に対する意思表示ともとられかねません。これは議会の対応としてふさわしくないのではないかと考えております。不採択をお願いいたします。

○**岡田委員長** 次、安田委員。

○**安田委員** 同じです。

○**岡田委員長** 次、国頭委員。

○**国頭委員** 日米地位協定は、昨年、全国知事会でも提言されてますけども、ことしで戦後74年になるんでしょうか、なったにもかかわらずそのままのところが多くあると。飛行ルート等、また騒音等、さまざまなことが全国で問題になっていると思います。そういう面では、沖縄に限らず、しっかりと国は改定を求めていくべきであると思います。求めるべきであると思いますし、またそれによって地方自治というものも尊重していかないといけないと思います。そういう面では、陳情には賛同したいと思います。

○**岡田委員長** 採択ということですね。

○**国頭委員** 採択です。

○**岡田委員長** 次、安達委員。

○**安達委員** 自分もいろいろ考えておるんですけども、国にかかわることだというふうな取り扱いも今まで議論されてきたなと思うんですけども、やっぱり地域からそのような県の都道府県知事の提言を後押しする意味でも採択をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○**岡田委員長** では次、三嶋委員。

○**三嶋委員** 不採択、採択しないです。鳥取県米子市の市議会が判断すべき内容ではないと考えておりますので、採択しないをお願いいたします。

○**岡田委員長** 次、田村委員。

○**田村委員** 私も不採択をお願いします。普天間も辺野古も見に行ったんですけども、やはり大変危険な状況というのを早く解消してさしあげたいというか、なってほしいという思いもございます。あと、辺野古の基地についても、V字型滑走路は住民の上を飛ばない着陸ルートを設定されているということからも安全に寄与する事業なので、これについては反対する余地はないということです。

○**岡田委員長** 稲田委員。

○**稲田委員** 私も不採択をお願いいたします。米子市議会の範囲を超えているものと思いますので、採択しないをお願いします。

○**岡田委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** ここに書いてありますように、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であるというふうには私は考えます。そういった点で、本当に基地周辺の米兵犯罪ですとか、また米軍機による爆音被害、それから日野郡の奥のほうでは、何ルートというんですかね、米軍機の超低空飛行、そうしたものによって被害が生じるといったことも生まれています。そうしたことについて、やはり抜本的に改善させていくためにも、地位協定というのは見直しが必要だというふうなところがあると思います。そうした点で、ぜひ採択をお願いしたいというふうに思います。

○**岡田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第25号、陳情書、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるについて、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、岡村委員、国頭委員〕

○**岡田委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第25号について、採決結果の理由を御協議いただきます。

採決結果の理由につきましては、先ほどまでの陳情と同じく、各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員のほうに御確認いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岡田委員長** では、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、総務部から1件の報告を受けたいと思います。

米子市役所庁舎再編ビジョンの検討状況について、当局からの説明を求めます。

永瀬次長。

○**永瀬総務部次長兼調査課長** そういたしますと、お配りしております米子市役所庁舎再編ビジョンの検討状況について、1枚物のペーパーのほうで説明をさせていただきたいと思います。

庁舎再編のビジョンに関しましては、昨年の夏ごろでしたけども、年度内を目途にビジョンを策定するんだというような御報告をさせていただいておりました。鋭意検討に努めてまいりましたが、本日現在、ビジョンという形で取りまとめるに至っておりませんが、本日は、その一端というか、一部検討しているものについて、なるべく早くということで御報告したいと思って本日時間をいただきましたので、よろしく申し上げます。

米子市役所の庁舎につきましては、御承知のとおり、老朽化でありますとか、借地料などの課題がございますし、それから公共施設等総合管理計画に定めておりますように、庁舎も含めまして、今後、公共建築物の施設総量抑制、こういったものを基本方針として推進していくことにしております。そういった中で、本庁舎等の将来的なあり方も見据えながら、当面する老朽化対策でありますとか、借地料の低減などに対策としての、ある意味中期的な再編、こういった取り組みを検討いたしまして、名称といたしましては、米子市

役所庁舎再編ビジョン中期展望というような形で今後取りまとめていきたいなというふうに考えているところがございます。本日は、現時点におきます当該ビジョンの検討状況を、以下に報告をさせていただきます。

まず、1番、ビジョンの位置づけでございますが、本庁舎は昭和58年11月に建築されておりまして、築後36年でございます。また、敷地の大部分が借地であることなどから、まだまだ36年でもありますし、このまま使っていけるんじゃないかと思っております。現時点で直ちには建てかえを具体的に検討する段階ではないというふうに考えておりますが、将来、建てかえの時期というのにも参りますので、その将来像、建てかえの想定例など、そういったものも見据えながら、考えながら、将来本庁舎の建設計画の策定に着手するまでの中期的な取り組みの方針を、このビジョンはまとめるというような形で位置づけたいというふうに考えております。

2番の主要な庁舎の基本的方向性でございますが、これまでも一部お話をさせていただいてまいりましたけれども、先ほど言いました理由のもと、本庁舎は当面存続させつつ、ただ借地をどうするか、あるいは将来移転というような可能性も見据えていくのかということも含めまして、土地の確保に努めるというような考えを持っております。また、旧庁舎新館及び第2庁舎は、廃止を検討したいというふうに考えております。

3番、不足する事務室等の確保策でございますが、仮に旧庁舎新館、第2庁舎を廃止いたしますと、事務室等が不足してまいります。この確保策については鋭意検討してまいっておりますが、現時点において、考えというものについて3つほど掲げております。1つが、ふれあいの里（福祉保健総合センター）がございまして、こちらの施設機能、これがふれあいの里ができてから大分たっております、社会情勢の変化などもあります。そういったことを踏まえまして、施設機能を見直しまして、福祉部門でありますとか教育部門でありますとか、こういったものを中心にさらに行政機能を移転してはどうかというふうに考えておまして、移転候補としては、四角の中に囲んだようなものを今のところ考えております。

また、2番、鳥取県との庁舎の共同利用でございますが、これも少し昨年末のほうにお話をさせていただいておりましたが、鳥取県さんのほうが西部の福祉保健局の新築移転を契機に、鳥取県西部総合事務所におきまして、新しい建物を整備されるということとずっと検討されております。これに米子市のほうも庁舎と一緒に活用させていただくことはできないかということは今、事務レベルで協議しておまして、事務レベル段階ではございますけれども、例えばいわゆる米子市の都市整備部、これは営繕課を除きますけれども、そちらのほうをその新しい建物なりに移転をさせていただいて、そうすることになりますと鳥取県のほうに、例えば米子市で都市整備部と関係ありますところが、県のほうでは米子県土整備局あるいは生活環境局の建築住宅部門などがございまして、それらの県・市相互に連携体制強化を図ること、あるいはこれらの窓口を利用される方にとって、同じような場所に行くことによって利便性向上を図れるというようなことを期待しまして、そういった検討をしているところでございます。

一方、下のひし形のくだりでございますが、これも庁舎の共同利用の一環といたしまして、市役所本庁舎に今、県の西部総合事務所内にあります鳥取県西部県税事務所、こちらのほうに逆に来ていただいて、米子市の市税と県の西部県税事務所が、例えば本庁舎の同

じフロアあたりで配置されていくようなことになれば、市民の方々にとってすごく便利になるんじゃないかということをおと一緒になって考えているところでございます。

最後、3番目でございますが、旧ハローワークの取得でございます。これは、旧庁舎新館には今、外郭団体を初め、入居団体が入っていただいております。旧庁舎を仮に廃止していくことになれば、いずれ入居していただいている方にどこかに移転をしていただかないといけない、そういったことで前々から国と活用について協議しておりました候補地の一つに旧ハローワークというものが、博労町でございますが、ございまして、その取得を検討してはどうかということで今考えているところでございます。

今後の予定でございますが、これまで申し上げました内容も含めまして引き続き精査をいたしまして、来年度、31年度早期の取りまとめに向けてさらに検討を進めて、いずれ御報告を改めてさせていただきたいと思っております。

なお、裏面のほうに鳥取県におきます西部総合事務所の新棟整備構想でありますとか、旧ハローワークの概要を載せておりますので、参考にさせていただければというふうに考えております。説明は以上です。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 両面使ったの説明の中で、裏面のほうでは配置図も載せてあるんですが、もう一つお聞きしたいなと思うのは、スケジュール感です。今、課長が言われたんですけれども、新年度早期に取りまとめをしたいと言われたんですが、例えば年内に、9月末までにはこうしたものを出したいのか、そこら辺のスケジュール感は持っておられますか。

それともう一点、県の担当部局はどこなんですか、本庁ですか、それとも西部総合事務所のどこかの所管ですか。

**○岡田委員長** 永瀬次長。

**○永瀬総務部次長兼調査課長** まず、このビジョンの策定という意味におきましてのスケジュール感というのは、今後の予定のところに書いておりますけれども、今後、内部調整等々早急にいたしまして、できるだけ早くという意味で御理解いただければありがたいと思っております。

それから、県の所管課というのは、いずれ現場とも話をするにはあろうかと思っておりますが、取りまとめは本庁の資産活用推進課というのが行財政改革局の中にございまして、そちらとお話をさせていただいております。以上です。

**○岡田委員長** よろしいですか。そのほか。

稲田委員。

**○稲田委員** さっき課長のほうで改めてということで、今、前出しの前出しでという意味なので深くは聞きませんが、ちょっと教えてください。3、不足する事務室等の(1)ふれあいの里で、その移転候補が教育委員会(教育総務課、学校教育課)とありますけれども、これは教育長の執務室もこちらへ移転するような格好なんですか。

**○岡田委員長** 永瀬次長。

**○永瀬総務部次長兼調査課長** 一応教育委員会の耐用あつての移転ということでは考えておりますけど、その辺も含めて精査をしていきたいと思っております。

○岡田委員長 稲田委員。

○稲田委員 構想段階ですので、こども未来局も恐らく全部ふれあいの里にそろえるのかなと思ひまして、そうなるからでしょうけど、教育委員会とそれから子育て部門の一体化した組織というのもできる構想なのかなというふうに見させてもらいましたが、今後注目していきたいと思ひます。以上です。

○岡田委員長 そのほか。

岡村委員。

○岡村委員 ふれあいの里の施設機能の見直しというところに関してお聞きしたいと思ひますけども、現在、第2庁舎と言われていて、かつて研修センターというふうになってきたけども、一定の行政目的があつてそういうふうにつくられた。けども、いろいろそこに市のいろんな部署が入り込んでいくという中で、全然変わってきてしまうといった状況があつたと思ひますけども、このふれあいの里についても一定の、福祉保健総合センターということがありますように、そういったものとして建てられたというふうと思ひますけども、そういう中でだんだんこういった形で見直しがされていくということについては、本来、担わなければならないものを、またそういったもので活用されている市民の方の利便というものを考えた場合、やっぱり慎重に検討すべきじゃないかなというふうと思ひますけども、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○岡田委員長 永瀬次長。

○永瀬総務部次長兼調査課長 御案内のとおり、ふれあいの里というのは、確かに当時、例えば健康対策課とか、あと社会福祉協議会に入っていたりですとか、あとは老人福祉センターとか、保健センターとか、そういったことで、現在におきましても条例でそういった内容を行うような施設だよということを明記されております。それらにつきまして、設置当時の目的というものが、もうかなり年数たつておりますので、どうなんだろうかということをお我々としても検討しなければいけないんじゃないかという動機も含めまして、改めて今後あの建物をどういうふうにも有効活用していくかということをお議会とも御相談しながら、条例改正も必要になつてまいりますから、また御提案をさせていただきたいということで、使い方について社会情勢が変わつてきているんじゃないか、特に、先ほど稲田委員もおっしゃっていただきましたけども、福祉と教育の連携とか、いろんなことが総合的に行うような行政目的も新たに出てまいつておりますので、その辺のことも考慮して御相談をお今後引き続きさせていただければなというふうにお考えているところでございます。以上です。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 そういった協議をしていく上で、やっぱりそこで実際にふれあいの里など、いろんな施設を活用されている、利用されている市民の方の意見とか、そういうものというのをお直接やはりお聞きしながら進めていく、検討していくということが大事だと思ひますけども、そこら辺についてやっていただきたいと思ひますけども、いかがでしょうか。

○岡田委員長 永瀬次長。

○永瀬総務部次長兼調査課長 もちろん来年度あたり、まず構想をお今、一応移転候補とか、そういったことでお考えているんですけど、これを具体的にふれあいの里の各フロアにどのように配置可能なのかという青写真を描かないと、まず次のステップに行けないと思ひま

すけれども、そういったものを描きながら、これでやりたいんだというものができましたら、皆さんに、市民の方々にもお知らせして御意見を聞くという段も、それが一つビジョンまでの、我々の考えというものをビジョンまででお示しし、その次の過程の中で市民の皆様は御意見をいただく段というのも必ずあるのかなというふうに考えています。以上です。

○岡田委員長 よろしいですか。そのほか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 済みません、もしおわかりだったら教えていただきたいんですけど、東福原一丁目の福祉保健局、そこの建物のことについては、こういった構想の中に県は何か持っていていらっしゃるのでしょうか、もしおわかりでしたら。エリア的に旧ハローワークのところがありました、近くには兎相もありますし、一つのまた行政の拠点、エリアというふうにも考えられるのかなと思ったときに、もし情報がおありでしたら教えてやっていただけますか。

○岡田委員長 永瀬次長。

○永瀬総務部次長兼調査課長 将来的な形はお聞きしておりませんが、しばらくはあちらも、例えば今のこの裏面にあります右側のほうを見ていただきますと、新棟という部分の底地の部分は、おおむね旧米子警察署庁舎でございます。あそこの中には膨大な鳥取県さんの資料が、いわゆる倉庫がわりにあそこを使っておられますので、解体するということとなりますと、その書類なりを一時移転させないといけません。その先が東福原の、あそこも使われるということは聞いております。ただ、その後どうされるかというのはお聞きしておりません。以上です。

○岡田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ありがとうございます。

○岡田委員長 そのほか。

国頭委員。

○国頭委員 県と一緒にというような話も出てますけども、今までに県の担当とはどのくらい話しておられるというか、まだ全然話しておられませんか。

○岡田委員長 永瀬次長。

○永瀬総務部次長兼調査課長 今年度の4月、5月あたりからずっと回を重ねておりまして、事務レベルの協議を、もう何回と言っていいかわからないぐらい協議をしております。

○岡田委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 それでは、総務文教委員会を暫時休憩いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時03分 再開

○岡田委員長 総務文教委員会を再開いたします。

議案第4号、米子市淀江町巡回バス条例の制定について、議案第22号、公の施設の区域外設置に関する協議について及び議案第23号、公の施設の区域外設置に関する協議について、以上、議案3件は関連していますので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

若林都市創造課長。

**○若林都市創造課長** 御説明いたします。議案第4号、米子市淀江町巡回バス条例の制定についてでございますが、現在の淀江町巡回バスは、業務委託先の日本交通が運輸局から事業用の有償の旅客自動車運送の許可を受けております。平成31年度からは米子市が車両を取得し、運輸局から自家用有償旅客運送の許可を受けて運行業務を委託することとなりました。それに伴い、運行管理に関する規定を整備するものであります。

議案第22号、議案第23号についてでございますが、公の施設の区域外設置に関する協議についてでございます。淀江町巡回バスの車両、バス路線、バス停留所は公の施設に該当することから、地方自治法の規定により淀江町巡回バス運行経路に含まれる関係普通地方公共団体である大山町及び日吉津村と協議を行うために議決をいただくものです。以上が都市創造課の米子市淀江町巡回バスに関する議案の概要でございます。審議のほどをよろしくお願いいたします。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより3件の議案を順次採決いたします。

初めに、議案第4号、米子市淀江町巡回バス条例の制定についてを採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、公の施設の区域外設置に関する協議についてを採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、公の施設の区域外設置に関する協議についてを採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

黒見人権政策監。

**○黒見人権政策監兼人権政策課長** まず、議案第5号、米子市における部落差別をはじめ

あらゆる差別をなくする条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

1月18日に開催されました閉会中の当委員会でも御報告申し上げましたが、部落差別解消推進法、障害者差別解消法など、差別解消三法が施行され、本市における人権施策の一層の推進を図るため、第1条に、部落差別解消推進法、障害者差別解消法、その他差別の解消の推進に関する法令の趣旨を踏まえという文字を加え、法令の趣旨に準拠することを明確化するとともに、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、新たに第5条に相談体制の充実を設けることといたしましたので、一部条例を改正しようとするものでございます。説明は、以上でございます。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 別がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号、米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、米子市伯耆古代の丘公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

橋井総合政策部次長。

**○橋井総合政策部次長兼淀江振興課長** 議案第7号、米子市伯耆古代の丘公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。平成31年、米子市議会3月定例会議案書の7ページの1をごらんください。

1月18日の閉会中の委員会でも御報告いたしましたとおり、米子市伯耆古代の丘公園の入園料を、平成31年4月1日から無料にするものでございます。説明は以上です。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 別がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、米子市伯耆古代の丘公園条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岡田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務文教委員会を暫時休憩いたします。

**午後 2 時 0 9 分休憩**

**午後 2 時 4 3 分再開**

○**岡田委員長** 総務文教委員会を再開いたします。

総合政策部から 2 件の報告を受けたいと思います。

初めに、米子がいな創生総合戦略の平成 3 0 年度改訂について、当局からの説明を求めます。

大江総合政策部長。

○**大江総合政策部長** 報告については所管各課長が説明します。よろしく願いいたします。

○**岡田委員長** 八幡総合政策部次長。

○**八幡総合政策部次長兼総合政策課長** 所管課長ではなく、担当のほうから報告させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○**岡田委員長** それでは、倉本総合政策課まちづくり戦略室長。

○**倉本総合政策課まちづくり戦略室長** それでは、米子がいな創生総合戦略の改訂について説明をさせていただきます。説明に入ります前に、資料の御確認をお願いします。配付資料のかがみに書いてありますけど、本日の資料は資料 1 と資料 2 でございまして、1 と 2 を一緒にとめておりますが、ございますでしょうか。この資料に基づきまして一括して説明させていただきたいと思います。

それでは、資料 1 です。こちらは改訂内容の概要をまとめたものでございます。このたびの改訂は、これまでの取り組み実績や内外の状況変化などを踏まえて見直しを行うものでございますが、総合戦略のほうで平成 2 7 年に策定しておりまして、計画期間が来年度で終了する予定となっておりますので、このたびの改訂は最小限の改訂としております。

次年度の改訂なんですけど、これまでの地方創生の取り組みの総括を行うとともに、これを踏まえまして、次期総合戦略の策定に取りかかる予定としております。なお、この総合戦略についてですが、昨年 9 月の総務文教委員会のほうでも御報告いたしましたけども、次期総合計画と一体的に策定することとしております。

1 番の改訂事由をごらんください。こちらは改訂内容を事由別に分類したものでございまして、1、新たに実施する施策を追加するものが 1 件、2 番、施策の内容または重要業績評価指標 K P I の変更・修正するものが 3 件となっております。

続いて、2 番、新旧対照表をごらんください。まず、簡単に表の見方を御説明いたします。一番左側がナンバーを記載しておりまして、資料 1 の数字が通し番号になっております。今回の説明は、この番号を使って説明いたします。その左のところに現行の総合戦略の内容を記載しており、その横に改訂後の内容を記載しております。改訂部分につきましては、全て赤字で記載しております。現行と改訂後を対照させている形の表となっております。右側には、改訂理由と関係課も記載しております。それでは、順に主な改訂内容について説明いたします。

まず、ナンバー 1 をごらんください。こちらは情報発信による県外進学者等の U ターン

就労の促進という施策を今回新たに追加するものでございます。本市では、大学進学等で転出した若年者のふるさと回帰が少なく、若い世代においては転出超過の状況が続いております。このような状況を改善する取り組みとして、市外または県外に進学した若年層に向けて、本市の就労情報を初めとして、生活、イベント、文化、歴史といった各種の情報をSNS等を活用して情報発信することにより、シビックプライドの醸成を図るとともに、市内企業へのUターン就職を促進していこうとするものです。まずは、効果的な手順と体制の確立を目指して取り組んでいくこととしております。

続きまして、ナンバー2番、シティプロモーションの推進でございます。本市のシティプロモーションの推進につきましては、これまで方向性について検討してまいりましたけれども、この方向性がある程度固まってきまして、具体的な動きが出てまいりましたことから、これを踏まえ、取り組み内容やKPIを修正するものでございます。

続いて、ページをめくっていただきまして、3番、外国人観光客の誘致促進をごらんください。これは中国人旅行者の決済手段が、銀聯カードがこれまでの主体だったんですが、最近ではスマートフォン等による電子決済に移行しているという実状を踏まえまして、字句の修正を行うものでございます。

最後、4番ですが、外国人を受け入れる地域国際化の推進をごらんください。この施策につきましては、KPIとして米子国際交流フェスティバル実行委員会への参加団体数を数値目標に設定していたんですが、31年度において24団体という目標を掲げておりましたところ、現時点でこの目標を上回る見込みとなっておりますので、上方修正するものでございます。以上が資料1の説明になります。

続いて、資料2を説明させていただきます。4ページをごらんください。4ページ、資料2の地方創生の推進に係る取り組み状況と今後のスケジュールになります。1番、平成30年度の取り組み状況でございますが、下のほうになります、2月7日に米子市地方創生有識者会議を開催いたしまして、本日と同様に総合戦略の改訂案について御報告いたしまして、委員の皆さん方に御了承いただいたところでございます。有識者の皆さんからの御意見ですけど、主なものを簡単に御紹介させていただきますと、情報発信による県外進学者等のUターン就労の促進、このナンバー1の改訂案についてなんですけど、学生のUターンの促進には、単に情報発信するだけではなく、何かメリットのようなものが必要ではないかという御意見をいただきました。Uターンも含めて、シティプロモーションの推進については、鳥取県だけではなく、お隣の島根県など近隣の地域に対してアプローチしても効果があるのではないかという御意見もいただきました。もう一つ御紹介しますと、メンバーの中で山陰のよさをもう少しみんなで、特に若い人に伝えていくことが大事ではないか、また生活の場として米子の魅力をさらに積極的にアピールしていただきたいという御意見をいただいたところでございます。

続いて、2番、今後のスケジュールをごらんください。本日、御報告させていただきました総合戦略の改訂につきましては、3月末までには施行いたしまして、市のホームページで公表していきたいと考えております。説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆さんからの意見を求めます。

三嶋委員。

○**三嶋委員** 2ページの真ん中、施策成果でちょっと教えてほしいんですけど、スマートフォン等による電子決済の利用の店舗の拡大に取り組むとあるんですけど、具体的に行政が行えることって何なんですか、拡大するに当たって。どうやったら行政がこれを拡大するんですか、ちょっとそこを教えてください。

○**岡田委員長** 八幡次長。

○**八幡総合政策部次長兼総合政策課長** 具体的には、今の端末についての、例えば助成制度を設けていらっしゃる自治体もありますが、基本的にどのようなものをまず入れるのかどうか、だからその辺の調査・研究なり、そういうところもありますし、ただ実際に今、御案内のようにすごく、この業界といいますか、著しくどんどん進歩してまして、そのあたりを今ちょっと見きわめているというような状況でございまして、なかなか具体的な施策というのを、直接行政がというのを、そういうことを広めましょうとか、そういうような感じでも研究させていただいています。

○**岡田委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 少しお答えさせていただきます。直接行政ができることというのは非常に限られていると思いますが、実際に今、八幡次長のほうから申し上げましたが、いろんなものがどんどん入ってきておりまして、先ほども申し上げましたが、西部活性化協議会さん、これはアリペイとかウィーチャットペイというようなシステムを、これは大阪のほうの商工団体と連携して、そこが使っておられるものを実際に米子のまちへ導入するような動きを、これは民主導といいたいまいしょうか、やっていただきまして、これで米子市としても、お金は出してませんが、さまざまな面で後方支援することによってありますし、それから最近報道もされました、県のほうでは指紋認証もかなり進んで、スマホはなりすましができるというか、人のスマホを使うという可能性もあるんで、指紋で決済できるような仕組みを、これは実証実験みたいな形で入れてみようかとか、そういうような動きが始まっております。これは県が今、主導しておられます。そういったような動きがさまざま出ておりますので、市としてもそういったものと連携しながらしっかりと支援してまいりたいというふうに思います。以上です。

○**岡田委員長** 三嶋委員。

○**三嶋委員** そうすると、今何ができるのかということ調査・研究しているという段階でよろしいのですか。何かどうしても民間主導で動くような話だと思っているんで、啓発事業として取り組むのか、あるいは今、可能性として助成金みたいな話も、仮の話が出ましたけども、そういう何かしらの手当てもしていくのか、どうやったらこの拡大に取り組めるのかというのがちょっとわからないんですけど、まだ調査・研究という段階でいいんですかね、結局は。どうなんですか。

○**岡田委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 先ほど申し上げたとおり、少しわからなかったかもしれませんが、実際もういろんな動きが始まっています。調査・研究というのは、いろんな手段が今、若干乱立ぎみでありまして、そういったものの中から事業者のほうで選んでいただくというような仕組みになっておりますけど、逆に言うと事業者のほうからいくと、いっぱい来るんですけど、どれをやったらいいだろうかみたいな話も聞いております。そういった意味で、調査・研究というよりは、実際に実動が始まっているということでもあります。行政は何が支援で

きるかという、これはそういったものに対して後方支援といいたいまいしょうか、そういったさまざまな決済手段がこのまちでも使えますよというようなことを、それをしっかり広報していく、あるいはアピールしていくと。これは観光宣伝の中に織り込んで使っていくというようなことが今の中心的な動きだろうと思っております。

**○岡田委員長** そのほかありませんか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 1 ページ目の若い力募集のところの情報発信による県外進学者等のUターン就労の促進というところ、すごく力を入れていただきたいなというふうに願いますけれども、これを見る限りでは、情報発信をしっかりとしていくというところで、具体的なマッチングの場所の提供であるとか、それはあくまでも米子の地というふうな捉え方をしてしまうんですけども、そうでしょうか。県外に具体的に行って、鳥取の拠点、県の拠点等で広域の説明会の何かを利用してというか、具体的なことまでお考えがあるんでしょうか。

それから、就職について動くための旅費とか、就職してしまったら奨学金の支援というのがありますけども、そのための移動旅費に係る支援とか、具体的な事業でもって情報発信していったら、具体的に進んでいくんじゃないかなと思いますけど、今はこれは戦略の中の改訂という部分ですけど、何か具体的に持っていらっしゃるものがあれば伺ってみたいと思います。

**○岡田委員長** 八幡次長。

**○八幡総合政策部次長兼総合政策課長** 今、御指摘のありました、いわゆる若者のUターン対策ですけども、実は既にさまざまな施策というのが、これは鳥取県さんの段階で実施されております。ただ、私どもが問題としておりますのが、やっぱり鳥取県の事業でということで、そこがやっぱり米子市と一体的になかなかできてないんじゃないかという、そういう課題認識ですとか、あとはやはり県のほうもさまざまな事業をされていらっしゃるんですが、どうしてもやっぱり地元に対してのアプローチをどうしたらいいんだろうかというような、県のほう自体も悩んでいらっしゃるところがありまして、そういうところをこのたび全部一体的にやっぱりまずやろうと。それで、特に情報発信については、これは地元自治体である私どものほうが、そここのところはそれなりのものができるだろうということで、そういう対応を図っていきたいというふうに考えています。具体的な施策については、それこそ去年あたりから県の担当のほうとよくいろいろな協議をしているんですが、いわゆる来年度以降はそれをきちんとした場に落として、やっぱり総合的なUターン対策といえますか、そういうのをやっていく必要があるかなというふうに考えております。

**○岡田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** わかりました。このタイムスケジュール、1年間の就職活動に当たってのどこのタイミングでどんな発信をしていくのかということというのは、すごく学生の動きにとっては大事だなと思っております、県外からたくさん若者が帰ってくるタイミングの一個に成人式というのがあると思うんですけども、その中で、封筒を配られていますけど、何が発信できて、その場で何ができるのかというようなことも含めて、何かわくわくするようなことだなと思ったので期待をしております。

**○岡田委員長** 八幡次長。

**○八幡総合政策部次長兼総合政策課長** 先ほど、委員さんがおっしゃられました成人式も、当然私どもも考えたわけでございます。既に成人式にはいろいろなものが配られておりまして、それをじゃあ実際みんな見るのかどうか。そもそも私にもそのような子どもがおりますので実際に聞いてみたんですけれども、なかなか行政側が思っているほど効果はちょっとないのかなというふうに残念ながら思っておりまして、逆にじゃあどういうアプローチがいいのかという話なんですけれども、やっぱり今、ちょっとまだ実施はしておりませんが、地元の保護者の方々に直接やっぱりアプローチするという、これが今、唯一ちょっと欠けている部分、弱い部分でありますので、そういう手法も考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。ただ、これについては、それこそ何年も前からいろんなアプローチをしているんですけれども、なかなか今の実績が現状だということですので、何かいいアイデアがあったら、それこそどんどん教えていただけたら大変私どもも助かりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○岡田委員長** ぜひ、いいアイデアを。そのほか。

田村委員。

**○田村委員** 2ページの真ん中でございます。外国人観光客、私も常々言ってるやつなんですけれども、さきの議会でもお話ししたと思うんですけれども、米子の駅前とか誘客に関する、例えば外国人のわかりやすいサイン、指定のステッカー配布等が行われております。そういったものの言及がないというのはどういうことなんでしょうか。

**○岡田委員長** 八幡次長。

**○八幡総合政策部次長兼総合政策課長** 基本的には、今の実際にステッカー等が、この地方創生のところで言及されていないというお話だと思いますが、これにつきましては、今回いわゆる改訂の部分というものが乗っかっているわけですし、外国人の誘客については、地方創生の柱の中の交流人口の拡大というところの一つの大きなもので、この戦略のほうには載せておりまして、具体的にステッカーの記述がないのかもしれませんが、その取り組みについては重点課題として取り組みをさせていただいておるということで御理解をいただければと思います。

**○岡田委員長** 田村委員。

**○田村委員** ステッカー云々というよりも、アプリを使って誘客を図るということもございます。これの一番のメリットというのは、どうやって、いつ、誰が使ったのかというようなことも押さえられるはずですので、K P Iの中にそういったものを使ってどれだけ誘客できたのかとか、そういったことも当然盛り込むべきだというふうに思います。これは意見として言います。

ついでにもう一つなんですけれども、この下段、外国人を受け入れる地域国際化の推進という部分なんですけど、私も米子国際交流フェスティバルというものに出展している団体の会長でございますので、この発足時から行ったことがあるんですが、あのイベントをもっていわゆるこの施策の概要に資する内容なのかといたら、僕は大きな疑問がございます。というのが、結局あのイベントに参加するというのは、既にもう住んでおられるレジデントの方がほとんどでございまして、いわゆる新たにどうこうというよりは、もう既になっているので、それをおもてなし等の市民醸成を図るというような目的があるというよりは、それぞれの団体の活動をただPRしているという側面しか私は見てとれないのです。

なので、このような政策の中に入れるのであれば、例えばやっていただけていないんですが、アンケート調査の実施だったりとか、そういったものでこういった国際意識の醸成をどれだけ図れたのかということも、実際に数値的なものとしてされたほうがいいのではないかなというふうに思います。意見なんですけど、どうお考えでしょうか。

○岡田委員長 八幡次長。

○八幡総合政策部次長兼総合政策課長 貴重な御意見をありがとうございます。今の御意見をもとに、既に今、改訂作業には入っておりますが、いわゆる今回が初めての地方創生の総合戦略ということで、全国的にももとの目的、これそれぞれ皆さん方に言うのもおこがましい話なんですけども、もともとは東京の一極集中ということから始まったこの地方創生が実際どうだったのかというのが、全国的にさまざまな今、総括がなされようとしております。私どもも、全国的な動向はもちろんなんですけど、米子市のこの総合戦略についても、実際どうだったかということで総括作業にこれから入りたいと考えておりますので、ぜひ今、田村委員さんのような御指摘がありましたら、これはどんどん言っていただけたほうが、私どもの総括も充実したものになるというふうに考えておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○岡田委員長 そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 それでは、次に第3次中海圏域定住自立圏共生ビジョンの策定について、当局からの説明を求めます。

大江総合政策部長。

○大江総合政策部長 これについても担当者のほうから説明させます。

○岡田委員長 池口総合政策課長補佐。

○池口総合政策課長補佐 それでは、第3次中海圏域定住自立圏共生ビジョンの策定について御説明させていただきます。この共生ビジョンにつきましては、1月の閉会中の委員会で経過報告をさせていただいております。パブリックコメントやビジョン懇談会の開催など、定められました各手続が終了いたしましたので今回報告をさせていただくものです。

まず、1の構想の概要についてですが、これはここにあるとおりでして、米子市では、松江市、安来市、境港市の4市で平成21年10月に中海圏域の定住自立圏を形成しております。

2番目、これまでの取り組みの成果についてですが、3点挙げております。1点目としては、圏域人口の社会増減の減少幅が小さくなったこと。2点目は、圏域DMOの設立など、圏域の経済界との連携強化が図られたこと。3点目としては、圏域を超えた一体感の醸成が図られたことです。県域として広域観光や産業振興などに取り組むことで、スケールメリットを生かせる事業が可能になったと考えております。

次に、2ページ目をごらんください。今後の主な取り組みについて、課題として2点挙げております。まず、インフラ整備の促進と連携の強化です。圏域の競争力向上には、高速道路、高速鉄道網の整備は欠かせないものですが、これは一体となって取り組んでいく必要があります。中海・宍道湖・大山圏域市長会におきましては、米子自動車4車線化や伯備新幹線の整備促進等の要望活動を行ったところですが、米子道につきましては、先日、江府インターチェンジから溝口インターチェンジ間8.3キロメートルのうち、4.2キロ

メートルが付加車線の設置箇所として選定されたところでございます。

2点目として、圏域産業の活性化です。中国経済連合会が実施された経済の見える化分析によりますと、中海圏域の圏域収支は赤字となっております。この赤字解消を図るためには、国内外に向けた観光情報発信の強化や、圏域内企業の海外進出支援を継続していく必要があると考えております。

次に、3ページ目の4、第3次共生ビジョンについてでございます。この内容につきましては、1月の閉会中の委員会に御説明しておりますので、このたびは詳細な説明は省かせていただきますが、第2次共生ビジョンとの変更点といたしましては、日本ジオパークの認定や香港便就航等に伴う記載の追加、統計データの更新、事業名や事業費の時点修正とKPIの更新等となっております。

最後に、5の住民からの意見についてですが、定住自立圏構想推進要綱では、共生ビジョンの策定に当たっては圏域共生ビジョン懇談会を組織し、関係者の意見を求めることとなっております。2月6日にビジョン懇談会を開催しております。懇談会では、国道9号線の渋滞緩和などインフラ整備への要望や、人手不足解消のために情報発信の強化を図ることが重要であるというような意見をいただいておりますが、第3次共生ビジョン案につきましては、全会一致で了承されたところでございます。

今後の予定ですが、3月下旬を目途に第3次中海圏域定住自立圏共生ビジョンを策定いたしまして、ホームページ等で公表するとともに、島根・鳥取両県及び総務省へ送付することといたしております。簡単ですが、説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** それでは、以上で総務文教委員会を閉会いたします。

**午後3時08分閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務文教委員長 岡 田 啓 介